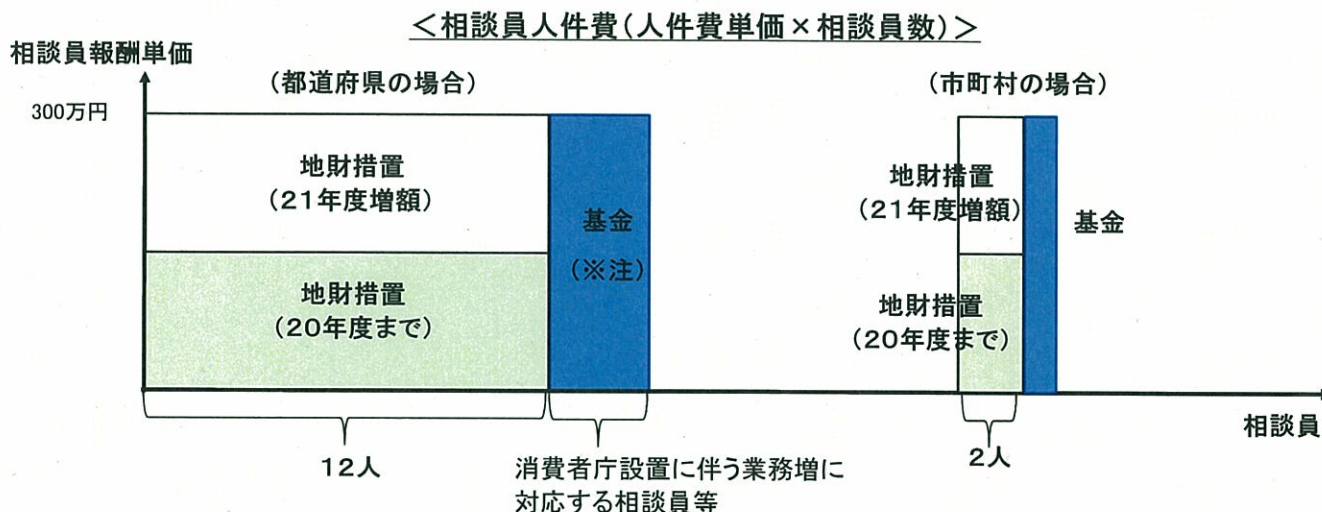


○平成21年度の地方財政措置では、年間報酬300万円の相談員12人分が基準財政需要に計上されている(標準団体=人口170万人の場合)。

○また、市町村では、同じく年間報酬300万円の相談員2名分計上されている(標準団体=人口10万人の場合)。



※注 処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることとされている。

X県の例



＜X県内の基礎自治体の例＞

